

令和8年度 南城市拠点型こどもの居場所運営委託業務仕様書

1. 事業目的

様々な困りごとを抱えている子ども及びその保護者に対し、安心できる居場所において、福祉的な相談援助を行うとともに、食事の提供、生活支援、学習支援及びキャリア形成支援等を実施し、自己肯定感を高め貧困の連鎖を断ち切り、自立を促すことを目的とする。

2. 基本方針

南城市拠点型こどもの居場所運営委託業務受託者は、次に掲げる基本方針に基づき事業を遂行すること。

- (1) 支援対象者の実情や生活状況等に合わせ、安心して通える居場所になるよう工夫し、支援目的を達成するために学校及び関係機関と連携を図ること。
- (2) 民間事業者のノウハウを活用した効果的な支援を実施し、支援対象者の自立成長につながるよう支援に努めること。
- (3) 支援対象者との関係性を築き、自己肯定感の向上が図れるように努めること。
- (4) 事業の目的、基本方針を含めた事業が確実に推進できるよう研修をおこない、支援員の質の向上に努めること。

3. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4. 実施場所

南城市内に実施場所を提案することとし、次に掲げる要件を満たす施設であることを基本とする。

- (1) 安全性を確保し、子どもの自発的な発達を促すことに適した場所であること。
- (2) 建築基準法上の新耐震基準を満たす建物であること。
- (3) 支援が実施できる設備を有すること。
 - ① プレイルーム（1日あたり利用者15名程度が過ごせる広さであること。）
 - ② 台所
 - ③ 浴室
 - ④ トイレ

5. 事業概要

(1) 対象者

市内に居住する現に経済的に困窮し、または将来的に貧困に陥る可能性のある概ね18歳以下で、一般的な子どもの居場所では対応が困難な子ども（発達障がい等）、ケアが必要な子ども及びその保護者を対象とする。

(2) 対象者数

1日あたり15名程度とする。

(3) 対象範囲

市内全域で対象者が当事業を円滑に活用できるよう、学校、居場所、自宅までの送迎を実施する。送迎は安全に配慮し、送りの際は原則として支援対象者を保護者へ引き渡しとする。

(4) 支援内容

① ソーシャルワーク

利用者や保護者（家庭）が抱える生活上の悩みや課題等の解決に向け、支援計画を立て専門的な立場から助言や支援を行う。支援にあたって、適宜関係機関と連携を図る。

② 食事支援

原則、栄養バランスや共同調理等の食育活動を実施し、食事の提供を行う。ただし、食事の提供については、配食サービスによる提供も可とする。

③ 学習支援

学習環境を整え、家庭学習の定着等、個々に応じた学習支援を行う。

④ 生活支援

清潔の保持、整理整頓、掃除、あいさつ等の生活習慣や対人関係の指導等を行う。

⑤ キャリア形成等支援

地域や地元企業との交流、各種ボランティア体験等を通じて自主性及び自己肯定感を高める。

6. 業務実施日及び開所時間

(1) 業務実施日

原則週5日以上の実施とする。

(2) 開所時間

原則15時から20時までとする。

※実施日及び開所時間については、利用者等の状況などを考慮し、市と協議により変更可能とする。

(3) 人員配置

次に掲げる要件を満たし、4名以上配置すること。

- ①管理責任者を常勤として配置すること。
- ②専門的な知識と技術をもって、ソーシャルワークを行う社会福祉士等の専門職又はそれに相当する十分な経験を有する職員を常勤として配置すること。
- ③事業に滞りが生じないように、人員配置においては柔軟に対応すること。

7. 実施状況の報告等

- (1) 受託事業者は、当月に係る実施状況報告書を作成し、翌月10日までに市に報告すること。
- (2) 受託事業者は、当該事業年度の期間を四半期ごとに区分した期間ごとに収支精算報告書を作成し、翌月10日までに市に報告すること。
- (3) 本事業が完了したときは、実績報告書、収支精算報告書、成果報告等関係書類を添えて、市長が定める日までに提出すること。

8. 運営会議の実施

事業を円滑に実施するため、定期的に市及び関係機関、受託者との運営会議を開催すること。

9. 対象経費について

- (1) 本事業以外の補助事業等を活用又は自主事業を行う場合は、事前に市へ相談し、その経費の区分を明確にすること。
- (2) 事業の実施に必要な経費については人件費、謝金、消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、通信運搬費、使用料及び賃借料、保険料、課外活動費、一般管理費とする。
- (3) 一般管理費は、人件費及び事業費の10%以内とする。

10. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に再委託又は請け負わせることはできないものとする。ただし、予め市の承認を受けたときはその限りではない。

11. 守秘義務

受託者は、事業を行うにあたり、事業上知り得た情報を他に洩らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、事業終了後も同様とする。

12. 個人情報の取り扱い

受託者は事業を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、南城市個人情報保護条例（令和5年南城市条例第1号）を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

13. 事故の取扱い

- （1）受託者は、本事業実施中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を取らなければならない。
- （2）受託者は、事業の実施に伴う事故や損害が発生したときは、直ちに市に報告し、損害を賠償しなければならない。

14. その他

- （1）居場所の活動等については、自治会等と連携しながら実施すること。
- （2）事業を実施するにあたり、子どもやスタッフの活動に関する保険をかけること。
- （3）食中毒予防のための衛生面及び食物アレルギーへの対応を含めた安全面への十分な配慮を行うこと。
- （4）この仕様書に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項はこども相談課と協議の上、決定し実施すること。
- （5）本プロポーザルによる効力は、令和8年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金の交付決定を条件とする。
- （6）危険等が発生した際に円滑かつ的確な対応を図るため、危機管理マニュアルを作成すること。